# 人事行政の運営などの状況について

大阪狭山市職員の給与、職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。

この公表は、「地方公務員法」および「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、大阪狭山市における人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにお知らせすることにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的としています。

〈問い合わせ〉 人事グループ

- I. 職員の任免や職員数などの状況
- 1. 職員の採用・退職の状況

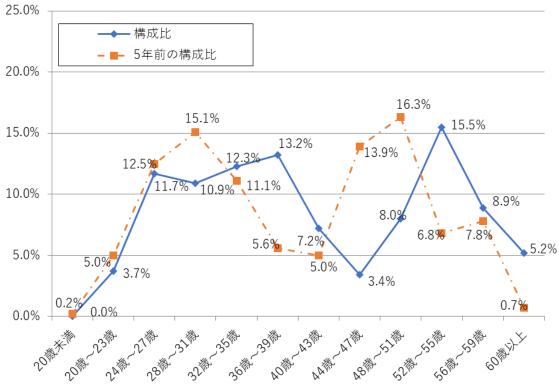
区分		合計	一 般 行政職	福祉職	税務職	教育職	技能 労務職	看護・ 保健職
採用者数	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	23 人	14 人	2 人	1人	6人	ı	-
	令和6年4月1日	13 人	5人	1人	-	5人	ı	2 人
退職者数	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	18 人	10 人	-	1人	6人	-	1人

#### 2. 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

ı	<del>,</del>	/\	職員	数	対前年	ナシロを出す
	<u> </u>	分	R5 年	R6 年	増減数	主 な 増 減 理 由
	=>4-	^	_	_	0	
	議	会	5	5	0	
	総	務	9 0	8 7	$\triangle 3$	欠員不補充 (△3)
	税	務	2 2	2 1	$\triangle 1$	欠員不補充 (△1)
般	労	働	1	1	0	
<b>列又</b>	民	生	7 9	7 9	0	
4=	衛	生	3 1	29	$\triangle 2$	新型コロナウイルス関連 (△1)・欠員不補充 (△1)
行	農林	冰産	3	3	0	
74	商	工	3	3	0	
政	土	木	2 9	28	$\triangle 1$	欠員不補充(△1)
	小	計	263	2 5 6	$\triangle$ 7	
特						
別	教	育	6 2	6 4	2	業務量増(2)
行						
政	小	計	6 2	6 4	2	
	普通会計	·計	3 2 5	3 2 0	$\triangle$ 5	
公						
営		ト 、岩	1.0	1.0	0	
企		水 道	1 0	1 0	U	
業	2 /	D /th	1.0	1.0	0	
等	7 0	の他	1 9	1 9	0	
会						
計	小	計	2 9	2 9	0	
/	7	計	3 5 4	3 4 9	△ 5	

#### 3. 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

区	分	20 歳 未満	20 歳 ら 23 歳	24 歳 〜 27 歳	28 歳 り 31 歳	32 歳 〜 35 歳	36 歳 ( 39 歳	40 歳 り 43 歳	44 歳 〜 47 歳	48 歳 り 51 歳	52 歳 り 55 歳	56 歳 〜 59 歳	60 歳 以上	計
職員	員数	0人	13 人	41 人	38 人	43 人	46 人	25 人	12 人	28 人	54 人	31 人	18 人	349 人
男女	男	0人	7人	21 人	22 人	24 人	31 人	13 人	6人	19 人	36 人	23 人	13 人	215 人
別内訳	女	0人	6人	20 人	16 人	19 人	15 人	12 人	6人	9人	18 人	8人	5人	134 人



#### 4. 職員数の推移(各年度4月1日現在)

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
職員数	418 人	421 人	425 人	424 人	420 人	343 人	347 人	354 人	349 人

<sup>(</sup>注) 一般行政職や、教育職、保健師、技能労務職など全ての職種を含む職員数です。

### 5. 職員の退職管理の状況(令和6年10月31日現在)

職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、届出があった件数

対象	令和5年度退職者数	件数
課長級以上の職員	5 人	1 件

#### 6. 定員管理の状況

令和5年2月に策定した新たな大阪狭山市定員管理計画に基づき、令和5年度からの5年間において、業務量に応じた職員数の適正化、全ての職員が働きやすい職場環境の整備、年齢構成の平準化を見据えた職員採用を基本的な方針とし、中長期的な観点から、適正な定員管理に努めています。

#### Ⅱ. 職員の給与の状況

大阪狭山市職員 (特別職を含む) の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、生計費、国およびほかの地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを考慮して定められています。給与の種類や支給額などは、具体的には、「一般職の職員の給与に関する条例」などで定められており、条例などに基づいて支給された給与の状況は次のとおりです。(なお、ここに記載する給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額で、いわゆる手取額ではありません。)

#### 1. 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R5年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の 人件費率
R5年度	57, 844人	23, 254, 611千円	456,077千円	3, 518, 328千円	15.1%	14.6%

(注) 人件費には、退職手当、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

#### 2. 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数		給	与 費		一人当たり
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給 与 費 B/A
R5年度	325人	1,200,667千	円 396, 255千円	562,575千円	2, 159, 497千円	6,645千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
  - 2 職員数は、令和5年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

### 3. ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	H30年(A)	R5年(B)	比較 (B-A)
大阪狭山市	100.1	99.5	△0.6
全国市平均	99.1	98.6	△0.5
類似団体平均	98.6	98.3	△0. 3

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数として用いられるものです。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。



### 4. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.0歳	314,071円	430,300円
技能労務職	53.8歳	359,923円	445,448円

(注) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### 5. 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区	分	大 阪 狭 山 市	国
一般行政職	大学卒	202,400円	196,200円
	高 校 卒	176,100円	166,600円

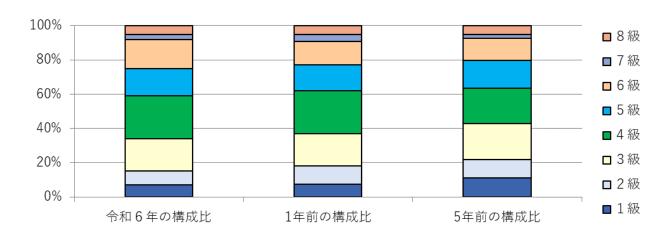
#### 6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 273,986円		321,120円	_
	高校卒	_	_	_

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以 外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

#### 7. 一般行政職の級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

	区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	標準的な 職務内容	主事補	主事	主 任	主査	課長補佐 主 幹	課長	次 長	部 長	<u> </u>
	職員数	18 人	21 人	47 人	64 人	40 人	43 人	8人	13 人	254 人
	構成比	7.1 %	8.3 %	18. 5%	25. 2%	15. 7%	16. 9%	3.2 %	5.1 %	100.0%
参	1年前の 構成比	7.3 %	10.8%	18.9%	25. 1%	15. 1%	13.5%	3.9 %	5.4 %	100.0%
考	5年前の 構成比	11.0%	11.0%	20. 7%	20. 7%	16. 3%	12.8%	2.2 %	5.3 %	100.0%



# (上記以外の職種)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
教育職	3 人	3 人	3 人	6人	9人	6人	1人	1人	32 人
保健師	2 人		1人	2 人	4 人	1人	1人	1人	12 人
技能労務職				12 人	1人				13 人
税務職	1人	1人	8人	4 人	5人	1人	1人		21 人
福祉職	3 人	3 人	2 人	6人	3 人				17 人

11/2/2 V77	等級別基準職務表に規定	合	計	内訳			職制上の	D段階
職務級	する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	27	7. 7	主事 主事補 技師 保健師 教諭 保育教諭	15 3 1 2 3 3	27	7. 7	
2級	相当高度の知識又は経験 を必要とする業務を行う 職務	28	8. 0	主事 栄養士 学芸員 教諭 保育教諭	19 1 2 2 4	28	8. 0	係員級
3級	主任の職務	61	17. 5	主任 教諭 保育教諭	56 2 3	61	17. 5	
4級	主査の職務	94	26. 9	主査 主任(幼)	85 9	94	26. 9	係長級
5 級	課長補佐の職務	62	17.8	課長補佐 室次長補佐 主幹 副園長 主幹保育教諭	30 2 26 2 2	62	17.8	課長補佐級
6 級	課長の職務	51	14. 6	課長 室次長 総合行政委員会事務局次長 こども園に置く園長 参事 幼稚園に置く園長	26 1 1 1 1 19 3	51	14.6	課長級
7級	次長の職務	11	3. 2	次長 副理事	9 2	11	3. 2	次長級
8級	部長の職務	15	4. 3	部長 局長 室長 担当部長 理事 教育監	8 2 2 1 1 1	15	4. 3	部長級

# 8. 職員手当の状況

### ① 期末手当·勤勉手当

大阪狭山市	国	
1人当たり平均支給額(令和5年度)	_	
1,679千円		
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	
2. 45月分 2. 05月分	2. 45月分 2. 05月分	
(1.375月分) (0.975月分)	(1.375月分) (0.975月分)	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul><li>・役職加算 5~20%</li></ul>	・役職加算 5~20%	
	・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合です。

# ② 退職手当(令和6年4月1日現在)

			玉						
(支給率) 自	己都合	応募認定・	定年	(支給率)	自己都	7合	応募認定・	定年	
勤続20年 19.6	6695 月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分	
勤続25年28.0	0395 月分	33. 27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33. 27075	月分	
勤続35年39.7	7575 月分	47.709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分	
最高限度 47.7	709 月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分	
勤続25年」	期退職特例措置 以上で、定年前6月 対し、定年前1年に			定年 勤続 退職	20年以上	置 職特例措置 で、定年前6月 、定年前1年紀			
	2,722千円	22,023 🖯	-円						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

# ③ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支 給 実	算)	211,914千円	
支給職員1人当たり	口5年度決算)	580,585 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	: 国の制度(支給率)
全地域	全地域 15%		15%

# ④ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 (給料表7級以下職員) 6,500円 (給料表8級職員) 3,500円子 10,000円 父母等 (給料表7級以下職員) 6,500円 (給料表8級職員) 3,500円 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ	
住居手当	借家・借間居住者 家賃が16,000円を超え27,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が27,000円を超える場合 家賃額に応じて最高28,000円	同じ	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額 (6箇月定期券相当分支給) 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円~31,600円	同じ	
管理職 手当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて 36,000円~64,000円 ※減額措置あり	-	
休日勤務 手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗 じて得た額	同じ	

# ⑤ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	1,224千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	33,994 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	9.9%			
支給職員数(令和6年4月1日現在)	2.2 人			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年4月1日現在)	6.1 %			
支給職員1人当たり平均支給月額(令和6年4月1日現在)	4,736 円			
手当の種類(手当数)	7種類			
主な手当の名称 死獣処理手当・社会福祉事務手当・感染症防疫作業手当 など				

# ⑥ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	67,794千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	2 7 9 千円
支給実績(令和4年度決算)	57,683千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	2 5 2 千円

# 9. 特別職の報酬などの状況(令和6年4月1日現在)

X		Ś	分	給料月額等	備考
給料	市副教	市育	長長長	(減額後) (減額前) 630,000円 (900,000円) 646,000円 (760,000円) 595,000円 (700,000円)	(減額措置あり) 月額から下記金額を減じた額 ・市長:月額の100分の30に相当する額 ・副市長・教育長:月額の100分の15に相当 する額
地域手当	市副教	市育	当 当 知	(令5年度支給割合) 11%	
報酬	議副議	議	固油油	551,000円 494,000円 475,000円	
期末	市副教	市育	長長長	(令和5年度支給割合) 4.10月分	
手当	議副議	議	長長員	(令和5年度支給割合) 4.10月分	
退職手当	市副教	市育	長 長 長	(算定方式) (支給時期) 給料月額×38/100×在職月数 任期ごと 給料月額×26/100×在職月数 任期ごと 給料月額×17/100×在職月数 任期ごと	(減額措置あり) ・市長: R5. 4. 27に市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当については、不支給・副市長・教育長: 算出額からその100分の30に相当する額を減じた額

# Ⅲ. 職員の勤務条件や服務の状況

# ● 年次有給休暇や特別休暇の状況

休暇の種類	内 容	付与日数
年次有給休暇	年次有給休暇の日数は1年につき20日とし、その 残日数を限度として翌年度に繰り越し可能	20日
主な特別休暇	骨髄提供のための休暇・ボランティア休暇・子の看記 振障がい(つわり)休暇・産前産後休暇・忌引休暇	

# Ⅳ. 分限処分・懲戒処分の状況(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

処分の種	類	処分者数
	免 職	0人
分限処分	降任	0人
	休 職	6人
	免 職	0人
懲戒処分	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

地方公務員法第28条に基づく分限処分及び同法第29 条に基づく懲戒処分の状況は、 左の表のとおりです。

# V. 職員研修の状況(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

大阪狭山市では、職員の能力開発や資質の向上のため職員研修を実施しています。昨年度実施した職員研修の状況は、次のとおりです。

研 修 区 分	主 な 研 修	受講者数 (延人数)
	新規採用職員向けの研修	87人
	地方公務員法研修	6 4 人
	地方自治法研修	67人
	説明力向上研修(知識習得編)	8人
	説明力向上研修(実践演習編)	6人
	議会答弁対応力向上研修	26人
	人事評価(1次評価者・2次評価者)研修	38人
state TIV libr	J I AM研修成果発表会	1 2人
内部研修	公務員倫理研修	426人
	普通救命講習	12人
	育児休業に係る研修	63人
	ハラスメント防止研修	6 3 人
	安全運転講習会	38人
	人権研修「アンコンシャス・バイアスセミナー」	89人
	人権研修「ヤングケアラー問題を考える」	55人
	人権研修「障害者にとっての障害とは?」	24人
広域共同研修	中部都市職員研修協議会研修	47人

派遣研修	全国市町村国際文化研修所研修	2人
	マッセOSAKA研修	46人
	人権関係研修	6人
	その他の派遣研修	20人

### VI. 職員の福利厚生などの状況

地方公務員法第42条に基づく職員の福祉及び利益の保護に関する事業は、次のとおりです。

1. 健康管理事業の実施状況(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

	区分	内 容			
職員	定期健康診断	身長・体重・視力・聴力・胸部レントゲン・血圧測定・血液検査 など			
健 康	情報機器検診	情報機器作業に従事する職員の希望者対象			
診 頸肩腕腰痛検診		腰部に過度の負担がかかる立ち作業、重量物取扱い作業、長時間の運転作業に常時従事する職員対象			

### 2. 職員互助会などの状況(令和6年4月1日現在)

区	分	内容
大阪狭山市職員厚生会	補助金率(掛金:補助金)	1:1
	主な実施事業	福利厚生事業・給付事業・社会福祉事業

### VII. 公平委員会の状況

- 1. 公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において次のとおり定められています。
  - ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
  - ② 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

#### 2. 公平委員会の業務の状況(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

公平委員会の業務	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	O件
不利益処分についての審査請求の状況	O件

### 3. 不利益処分についての審査請求の状況

令和4年度末係属件数	令和5年度		令和6年10月31日
	請求件数	終結件数	現在係属件数
0件	O件	0件	0件